

I. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

1 外出の際には

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「緊急事態宣言」（※1）及び「まん延防止等重点措置」（※2）の対象都府県との不要不急の往来を控える。

※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県（R3.4.25現在）

※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県（R3.4.25現在）

また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年4月17日(土)から5月14日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

(※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する)

ただし、4/24～5/11までは、別添GW特別対策のとおり要請

全道でのゴールデンウィークにおける協力要請

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発化する時期であり、全国的に感染が拡大する中、感染の再拡大を防止するためにも、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

移動の場面では

- ・「外出」・「飲食」・「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

花見の場面では

- ・混雑する場所を避け、宴会を控える。

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

考え方

人と人との接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

期間

令和3年4月24日(土)から5月11日(火)まで

対策

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- 札幌市との不要不急の往来を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。

- 札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える

【事業者の皆様への要請】

- 経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る
(目標：6割の実施)
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する
- 大規模な集客施設においては、マスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底を図る

【学校への要請】（準備期間を踏まえ順次実施）

- 学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する
- 部活動について、学校が必要と判断する場合※を除き、原則休止を要請する
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合
- 大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する

【公共施設における取組】

- 道立・市立の公共施設の一部夜間休館や利用制限等を順次実施する

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

【飲食店等の皆様への要請】

■札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

区域	札幌市内全域
期間	令和3年4月27日(火)から5月11日(火)まで
対象施設	飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等
要請内容	<ul style="list-style-type: none">○ 酒類提供時間は、午前5時から午後8時まで○ 営業時間は、午前5時から午後9時まで○ 「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底 <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【支援金額】</p> <ul style="list-style-type: none">◆中小企業：1日あたり売上高に応じて <u>2万5千円～7万5千円</u>◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて <u>最大20万円</u>

■上記の期間において、道民及び道内に滞在している皆様においては、札幌市内における飲食店等を午後9時から翌午前5時まで利用しない